



問い合わせ先

第二管区海上保安本部 海洋情報部

海洋調査課長 牛島 学

電話 022-363-0111 (内線2530)

平成 28 年 12 月 2 日

第二管区海上保安本部

午後 2 時 発表

## 釜石港の海図水深の基準を変更します。

～地盤の隆起に伴い水深が浅くなります～

平成 28 年 8 月までの釜石港の観測データにより、地盤が隆起したと考えられる結果が得られたので、海図の水深の基準となる最低水面の高さを変更しました。

海上保安庁は、海図の水深の基準となる最低水面の高さを決定し公表しています。最低水面は潮が最も引いた時の海面の高さであり、水深の基準となるだけでなく港湾工事にも使用されています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震後の調査では、東北地方太平洋側の港湾で地盤の沈降が確認されたため最低水面を変更しました。

その後、特に牡鹿半島を中心とする東北地方太平洋側中部地域では、ゆっくりとした地盤の隆起が長期間継続していることが確認されています。

今回、釜石港での調査においても地盤の隆起が認められ、最低水面を 13cm に変更するものです。釜石港の地盤隆起に伴う水深減少は、水路通報のお知らせにて周知いたします。今後行われる水路測量は新しい基準で行い、その測量結果を海図に反映させてまいります。

また、地盤の隆起は現在も継続していることから、地盤変動に関しても監視を続けてまいります。

なお、地震後の地盤変化の影響による最低水面の変更は次の場所で行いました。

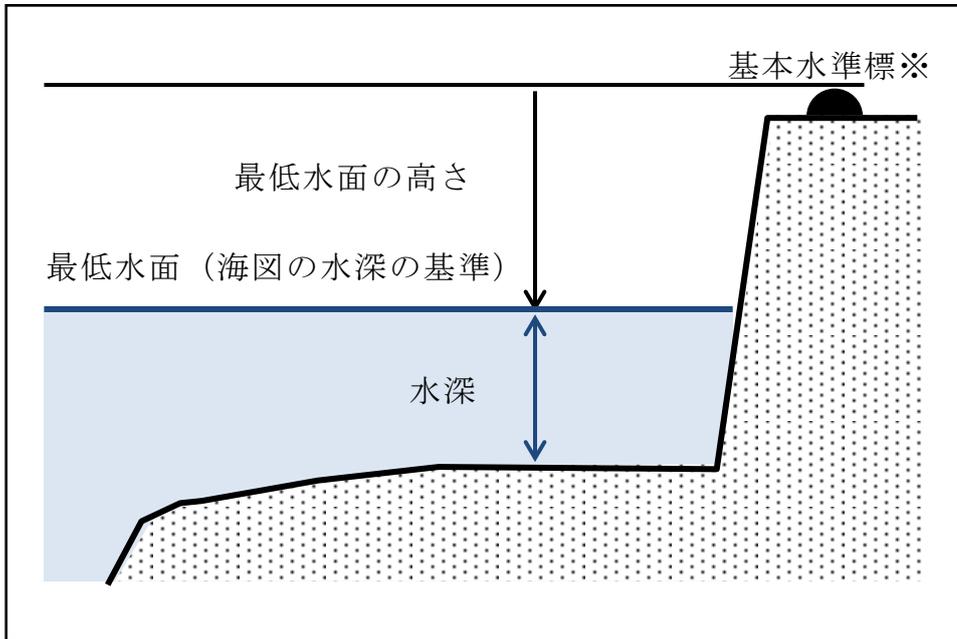
H24.3：石巻（15cm）、H24.8：仙台（14cm）、H24.9：塩釜（13cm）、

H25.4：女川（13cm）、H27.6：相馬（20cm）、H28.9：大船渡（19cm）

最低水面の高さについては、海上保安庁ホームページに掲載されています。

ホームページアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp>

最低水面の模式図



※基本水準標  
最低水面の高さを  
示す標。

最低水面の変化のイメージ図 (釜石港)

